

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年6月10日

京都市長 門川大作

京都市規則第13号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の7の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加える。

第10条の表(12)中「第9条第3項」を「第9条第4項」に、「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、同表(26)中「第48条の9の9第1項」を「第48条の9の10第1項」に改め、同表(26の2)中「第48条の9の9第4項」を「第48条の9の10第4項」に改め、同表(26の3)中「第48条の9の10」を「第48条の9の11」に改める。

附則第3項中「附則第12条の2の2第2項第1号」を「第149条第1項第1号」に改める。

様式第26号の2備考以外の部分中「第48条の9の9第4項」を「第48条の9の10第4項」に改める。

様式第26号の3中「第48条の9の10」を「第48条の9の11」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第4条の7の見出し及び附則第3項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)